

様式第3-1号

(単体発注)

沖縄県農林水産部一般競争入札公告第7号(南部農林土木事務所)

### 簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)に係る手続開始の公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成27年度予算が成立し、予算令達がなされることを条件とするものである。

平成27年3月3日

沖縄県南部農林土木事務所長 金城辰雄

## 1 業務概要

- (1) 業務名: 喜屋武第3地区・八重瀬町第2地区現場技術業務
- (2) 履行場所: 沖縄県糸満市 喜屋武第3地区 八重瀬町 八重瀬町第2地区
- (3) 業務内容:
  - ア 現場技術業務 11ヶ月
    - イ 対象工事(予定): 喜屋武第3地区ほ場整備及び畑地かんがい施設工事
      - : 喜屋武第3地区ほ場整備工事(26-2)
      - : 八重瀬町第2地区勾配修正工事
  - (4) 履行期間: 契約締結日の翌日から330日間とする
  - (5) 本業務は、受注者を評価する場合において、一定の条件を満たす者を公募により指名し、当該業務に係る実施体制、実施方針等に関する提案書(以下「技術提案書」という。)の提出求め、技術提案書の内容と入札価格が業務の履行に最も適した者を受注者とする総合評価落札方式の試行業務である。
  - (6) 設計価格: 12,963,240円(消費税込み)

## 2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 沖縄県の平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加希望業者に土木関係コンサルタントとして登録を受けている者の内引き続き平成27・28年度土木関係コンサル業種の参加登録申請中であって、登録業種「農業土木部門」、「道路部門」、「施工計画施工設備及び積算部門」に登録予定の者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に

基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（沖縄県の入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。

- (4) 参加表明書等の提出期限の最終日から落札者決定日までの期間において、沖縄県農林水産部長から「沖縄県農林水産部工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領」に基づく指名停止がなされていないこと。
- (5) 参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県農林水産部競争契約入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合  
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県農林水産部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (7) 沖縄県内に、本店があること。
- (8) 実施方針及び適正であること。
- (9) 下記に示される同種業務又は類似業務について、平成16年度以降から平成25年度までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、実施した業務1件以上の実績を有していること。
- ア 同種業務：現場技術業務（ほ場整備・貯水池整備・畠地かんがい施設整備）  
イ 類似業務：同種以外の現場技術業務、ほ場整備・貯水池整備・畠地かんがい施設整備の基本設計及び実施設計業務  
(同種業務、類似業務とも沖縄県農林水産部及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。  
以下同じ。)
- (10) 次に挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。
- ア 管理技術者及び担当技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。  
(ア) 管理技術者  
a 技術士（総合技術監理部門「農業一農業土木部門」）の資格を有し、技術

士法による登録を行っている者。

- b 技術士（「農業部門」「建設部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）
- c R C C M（「農業土木」「施工計画・施工設備及び積算部門」）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。又は農業土木技術管理士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(イ) 担当技術者

- a 技術士（総合技術監理部門「農業－農業土木部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b 技術士（「農業部門」「建設部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。（当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門）に4年以上従事している者。）
- c R C C M（「農業土木」「施工計画・施工設備及び積算部門」）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。又は農業土木技術管理士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

d 1級土木施工管理技士

- イ 管理技術者及び担当技術者は、平成16年度以降に完了した業務において、下記  
(ア)若しくは(イ)の実績を1件以上有すること。  
(ア) 同種業務：現場技術業務（ほ場整備・貯水池整備・畠地かんがい施設整備）  
(イ) 類似業務：同種以外の現場技術業務、ほ場整備・貯水池整備・畠地かんがい施設整備の基本設計及び実施設計業務

（同種業務、類似業務とも沖縄県農林水産部及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）

- (11)次に掲げる業務のいずれかの落札者となった者で、担当技術者が重複する場合はこの時点で本業務の落札者となることはできない。

- ア 幕内2期地区・幕外地区現場技術業務（3月3日公告）
- イ 幕内3期地区現場技術業務（3月3日公告）
- ウ 北振地区現場技術業務（3月3日公告）
- エ 旧東第1地区・旧東第2地区・幕上東3期地区現場技術業務（3月3日公告）
- オ カンジン2期地区・カンジン3期地区・久米島町第3地区現場技術業務（3月3日公告）
- カ 錦田地区現場技術業務（3月3日公告）

### 3 入札参加者を指名するための基準等

「測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領」（沖縄県農林水産部）に定める指名基準による。なお、同基準中の第2条「(1)当該業務に対する技術的適正、

(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

#### 4 総合評価に関する事項

##### (1) 総合評価の方法

総合評価は、価格評価点と技術評価点の合計値（評価値）をもって行う。

算出方法は以下のとおりとする。

###### ア 評価値

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

###### イ 価格評価点

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

###### ウ 技術評価点

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

###### （ア）予定技術者の経験及び能力

###### （イ）実施方針等

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

##### (2) 落札者の決定方法

上記(1)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を指名する。

落札者は、落札候補者を指名審査会の審議を経て決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

また、落札者決定に当たっての入札価格に関する留意点としては、下記ア～ウのとおり。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められたときには、落札候補者とならない場合がある。

ウ 落札候補者となるべき者の入札価格が「建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における低入札価格調査制度試行要領」第3条に基づく調査基準価格を下回る場合は、同要領第8条に基づく調査を行うものとする。

#### 5 入札手続等

##### (1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間：平成27年3月3日（月）から

イ 交付方法：沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードして下さい。

沖縄県電子入札ポータルサイト <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

ウ 問い合わせ先：公告文6(8)イの場所

(2) 参加表明書の提出等

入札参加を希望する者は、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期間：平成27年3月3日（火）から平成27年3月11日（水）まで

(イ) 受付時間：休日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

(ウ) 提出方法等：持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。

(エ) 提出部数：2部

(オ) 提出先：公告文6(8)イの場所

イ 入札参加資格の審査結果の通知（指名通知）

入札参加者の指名は、平成27年3月16日（月）（予定）までに通知する。（電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。）

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、契約担当者より指名を受けた者。

イ 技術提案書の提出期間等、提出場所及び提出方法

(ア) 期間：平成27年3月16日（月）から平成27年3月23日（月）まで

(イ) 受付時間：休日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時。

ただし、最終日（3月23日）は午後3時まで。

(ウ) 提出方法等：持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間必着とする。

(エ) 提出部数：2部

(オ) 提出先：公告文6(8)イの場所。

ウ 技術提案書のヒアリング 省略する。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成27年3月23日（月）9時00分

入札書提出締切日時：平成27年3月23日（月）15時00分

イ 持参による場合

持参日時：平成27年3月24日（火）14時00分

持參場所：公告文6(8)アの場所。

※指名通知書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：平成27年3月24日（火）14時10分 電子入札システムにより開札

## 6 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 沖縄県財務規則第100条の定めるところによる。
- イ 契約保証金 沖縄県財務規則第101条の定めるところによる。

### (2) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者のした入札及び、参加表明書、技術提案書申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、指名された者であっても、通知後、指名停止措置を受け落札者の決定時において指名停止期間中である者は、本入札に参加することができない。

### (3) 提出期限後の参加表明書等の内容の変更

参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

### (4) 配置予定技術者の確認

ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 落札者の決定後、AGRIS等により配置予定管理（照査）技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

### (5) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

「技術提案の履行確実性」について調査を実施する。

### (6) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する業務においては、下記事項を契約条件とする。

ア 受注者自らが実施する照査とは別に、受注者の責任において第三者による照査を義務付ける。

イ 現地作業を伴う業務においては、下記事項を義務付ける。

- ・測量及び地質調査業務は、主任技術者の現場への常駐を義務付ける。
- ・設計業務等における現地調査は、管理技術者自らが実施することを義務付ける。
- ・点検測量は、主任技術者が立会又は自ら実施することを義務付ける。

ウ 管理技術者の手持ち業務に低入札業務がある場合は、手持ち業務量の制限を行う。

通常、2億円・10件を、1億円・5件へ変更する。

### (7) 電子入札について

本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細及び電子入札に関する事項は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

### (8) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：〒900-0029 沖縄県那覇市市旭町116-37番地（南部合同庁舎6階）

沖縄県農林水産部南部農林土木事務所 土地改良班

電話番号 098-867-2770

イ 応募調書資料関係：〒900-0029 沖縄県那覇市市旭町116-37番地

(南部合同庁舎 6階)

沖縄県農林水産部南部農林土木事務所 農業水利班

電話番号 098-867-2875

ウ 設計図書関係：イと同じ。

(9) 詳細は入札説明書による。